

第3回滑川市立地適正化計画策定委員会 議事録(要約)

1 開催日時 令和7年5月30日(金) 10時00分～11時47分

2 開催場所 滑川市民交流プラザ 3階 研修室2

3 出席者

(1)滑川市立地適正化計画策定委員会委員(15名)

(2)事務局(3名;建設部都市計画主幹、同課長補佐及び同主任)

4 配布資料

- ・次第書
- ・委員名簿
- ・配席図
- ・滑川市ホームページ掲載(A4カラー両面印刷1枚もの)
- ・策定スケジュール
- ・資料1-滑川市立地適正化計画第1章～第3章(未定稿)
- ・資料2-防災指針(未定稿)
- ・資料3-滑川市立地適正化計画誘導区域の比較検討
- ・資料4-居住誘導区域の検討区域(案4)
- ・資料5-都市機能誘導区域の検討区域(案3)
- ・資料6-誘導区域_重ね図

5 議題

- ・滑川市立地適正化計画の作成途中経過の報告
- ・防災指針並びに居住誘導区域及び都市機能誘導区域(案)の説明
- ・その他

6 会議の概要

(議題を一括して、資料を基に事務局から説明し、質疑応答へ)

議題

- ・滑川市立地適正化計画の作成途中経過の報告
- ・防災指針並びに居住誘導区域及び都市機能誘導区域（案）の説明

委員 津波の話があって、そういう災害関係の観点で、居住誘導区域から外しますよ、ということにもかかわらず、都市機能誘導区域としてまたエリア設定しますとか、その辺の考え方を聞かせて欲しい。

事務局 やはり原則、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域、ということで、手引きのほうにもそのように書かれています。ただし、滑川漁港付近につきましては、過去からも、ほたるいか海上観光やほたるいかミュージアムがあり、観光の拠点として居住の誘導を想定していないということから、こちらにつきましては、都市機能誘導区域を、敢えて居住誘導区域外に設定させていただきたい、と考えている。

委員 都市機能誘導区域というのは、あくまで住居誘導した住民の方々が、医療・商業、それから交通関係、そういったサービスをきちっと誘導して、生活しやすくするというエリア——あくまでも都市計画としてのエリアで継続していくべきもののような気がしたものですから。今回の立地適正化計画というのはあくまで、居住誘導区域の中で、都市機能誘導を計画して、地域住民がきちっと暮らしていく計画だと思ったので、ちょっと違うかな、という気がした。

事務局 居住誘導区域ということで、このエリアの中に、主として人が住んで集まってもらう、ということを示し、人口密度を高めていくと。過去から人口密度が高まれば、医療・商業サービス、そういったものは効率的に運営されるだろうという考えがありますので、今現在はこうしたサービスを維持させていこうという考え方で、居住誘導区域を設定させていただきたい。

委員 居住誘導区域の中に、都市機能誘導区域を設定するというのが基本的な考え方としてあると思います。滑川市全体を見たときに、滑川漁港の周辺を、居住誘導区域の外側にある都市機能誘導区域として設定したいというのは、例外的な取扱いになりますね。それ自体制度上は、基本的な考え方から外れるものの、できないわけではないです。滑川市のまちの特性から見て、あり得ることかなと思います。

委員 都市マスタープランとの整合性っていうところが、少し気になります。都市計

画マスタープランの市街地ゾーンが、もう既に交通・道路網もある程度できていて、住民の方もたくさんお住まいになっている。都市機能としてはもう充実しているように見えているが、もっと活性化させたいという意図があるのでしょうか？

事務局 滑川漁港周辺のほたるいか海上観光、ほたるいかミュージアム、これらの他にも、こちらにはまなす公園と呼ばれる、都市公園もございます。このエリアを、検討の上、公的な資本を投入するなりし、観光拠点として高めていきたいというふうな思いは、都市計画サイドからもあるということで、今現在の都市機能誘導区域に含めたいものとさせていただいております。

委員 用途区域の境界で、誘導区域の線を引いてらっしゃると思うんですけども、まず1点は、あいの風とやま鉄道沿いを見ているんですが、誘導区域が線路沿いに走っている部分が、南西方向に、一区画あります。この引き方で言いますと、この隙間に、こうして誘導区域を設定したんですよ、というふうに見えるんですけど、こういう線の引き方は多分、本来はしないのかなと思っております。もう1点、視点を海沿いに変えてみますと、非常に細かく、なんと言いましょ、一筆ごとと言いましょ、線を引かれたりしていますけれども、このへんの線の引き方はどういう考え方であるのか、お聞きできればと思います。

事務局 まず、あいの風とやま鉄道沿いの線の引き方ですが、私どもの知識不足で、こういった線の引き方がよろしくないのかなということで今ちょっと把握させていただいたところです。

今日現在の図面では、海沿いのほうの青色の線で居住誘導区域として引いた線につきましては、津波災害警戒区域とされている区域で、浸水の高さ30cmという形のところを、ずらっと引っ張ってきている状況になっています。ただし、こちらにつきましては最終的には、道路であったりですとか、そういった地形地物に沿った綺麗な線引きにて、最終形にしたいというふうに考えております。

委員 一区画というか、ブロックとか、と言いましょ、そういった形で指定されると、市民の方々にとってはわかりやすい立地適正化計画になるのかなというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。

委員 「防災指針」16ページ、17ページ目以降のところ、じっくり読んでみると、防災指針っていうのが書かれてないように感じました。ソフトで対応します、ハードで対応します、こういったことをしますというのが、きっちりかつきっちり書かれてるものがあると思うのですが、まずやっぱりその判断がないと。津波のエリアに関しては、この区域線引きに直接的に関わってくる要素だと思いますし、基本的に滑川における津波は、3分到達の5メートル、6メートルをとい

う話だと思います。そういったところをやはり明文化しておかないと、この線の引き方が妥当なのかどうなのか、ということが、ちょっとこの会議の中で私は判断しにくい部分なのかな、というふうに思いました。「防災指針」16 ページ目以降のところで、どのような対応を考え、これやはり生命に関わることだと思いますので、しっかりまとめていただいたほうが良いのかなというふうに思いました。あとはこの区域の考え方ですけれども、率直に申し上げて、何かすごく広いのかな、というふうに感じました。基本的にはこの立地適正化の話は、コンパクトシティの延長線上だと思います。これはコンパクトであればあるほど私は良いのかなと思っています。他市の事例で、線引きの考え方がしっかり明文化されてるところがあります。参考にされてみてはどうでしょうか。

事務局 「防災指針」の作り方につきましては、防災担当課とコミュニケーションをとりながら、検討させていただきたいというふうに思っています。あと、観光拠点の説明とか、そのビジョンについても、立地適正化計画を作るにあたって、この誘導区域を描くにはと、考えたときに、都市計画サイドの思いが凄く強く出た線引きだと思います。もちろん市のほうには水産観光部局もございますし、ちょっとそちらのほうともコミュニケーションを密にして、ビジョンとして説明できるものを準備したいというふうに考えております。コンパクトシティを進めていく上では、もっとこの居住誘導区域・都市機能誘導区域の各エリアは狭くなるのだろうと。前回の委員会のほうでも、「いや滑川市さん、これ広すぎますよ。」というご意見をいただいていたところでもあります。ただし、そのときから比べましても、都市機能誘導区域については、動かせるところは動かして、なるべくコンパクトに。居住誘導区域についても、考える得る限りコンパクトした図面が今現在ですので、まだまだ広いのだよ、ということであれば、こちらも検討していかなきゃいけないというふうに思っております。

委員 用途地域内だから、こう成らざるを得ないと思いながらも、正直、机の上で考えるのと、実際に土地が動いているところとこんなに違うんだな、というのが正直な気持ちです。まとまった感じで。夢を持ってこうやりたい、っていうのが無いんですよ。その部分がちょっと私にとっては非常にちょっとつらいなと思っております。

委員 居住誘導区域から外れたからと言ってそこに住んではいけないということではありません。一方、国全体としては、人口減少が進む中、ある程度都市をコンパクト化していく政策が進められています。滑川市としてコンパクトシティがどうあるべきか、その必要性や意義には幾つかの観点がありますが、インフラの維持管理が今後できるかどうかという点が重要な観点としてあります。今後将来的に、持続可能な、インフラの立地や総量を規定していく必要があり、それがコンパクトシティのサイズの上限を表すことになります。人口減少に伴って、税収が

どう変化していくのか、歳出はどうか。そういう議論の中で、どういった部分を確保していかないといけないか、どこまでが都市として維持可能なのか、というところの当たりをつけておく必要がある。それと必ずしもイコールで誘導区域が重なるわけではないですが。

委員 私も今後滑川市のインフラの管理は非常に気になって、お金がなきゃできないし、非常に難しい問題だと考えています。

委員 今の立地適正化計画につきましては、富山市さんの資料を見ますと、居住誘導区域を作って、固定資産税を一定程度維持しましょう。その収入を生かして、区域外のインフラの維持管理にも、お金を向けましょうというようなことを言っておられます。資料で示したように滑川市も人口減少に伴って、固定資産税、地価も下がっているということで、そういったところも踏まえて、心配されたインフラの維持管理というのを見据え、本計画の策定を進めていかないといけない、いうふうに考えているところです。

委員 これからですね、地元の住民なり、地域のほうに意見を聞かれるということなので、敢えて申し上げたいと思いますが、ちょっと心配なのが、せっかくですね常盤町から瀬羽町にかけて、少し商業が再生しつつある中で、「ここはあまり住んでももらいたくないんですよ。」という線引きをする必要があるのかなって。これをするによって、地域の活動も難しくなりますし、或いはですね、これから出店しようと考えておられる方々にとっても、何かここはあんまり良くないのだぞ、というふうに捉えられかねない、ということで、その辺の説明はですね、丁寧に行っていただきたいなというふうに思います。もう1つは都市機能誘導区域なんですけども、滑川東地区に集中している。西地区については、ご覧のとおり、ほとんど道路沿いしかとっていない。もう少しですね、絞るなら絞って、もう少しバランスよく、区域の設定があったら、というふうに思った次第です。以上です。

委員 GISを使うと多分、人口密集とか、災害ハザードマップの重ね合わせとか都市機能施設とかも、いろいろなものが、全部一つのマップに落とし込めて、それでもっと議論が進む。GISでそういった作業をされているのであれば、次回以降見せていただいて、その区域性のお話しをしたほうがいいかな、と思います。

委員 今までの説明にあたっては経緯、まちをつくってきた経緯というものの、ある程度ストーリーの中に入れていただいて、滑川市には良い建築物、いっぱいあります。シビックプライドというものの、そういうものも、説明をしていただければ少しストーリーになってくるのかな、とすごく思いました。

委員 私はこのエリア的には、歩いて 15 分以内であれば、中心地から 15 分以内であれば OK じゃないかな。それが 30 分以上かかるとなるとかなりしんどいですけど。まちとしては、これ、例えば滑川駅から中滑川駅まで歩いて 15 分です。それくらいであれば、十分楽しんで、景色見ながら散歩ができる気がするので、誘導ができるような趣旨にしたほうが、賢いんじゃないかなと思います。

委員 滑川東地区の神明町とか、海側の通りのほうは、もう 20 年経ったら空き家ばかりになるのではないかな。晒屋通りはこれからいろんなイベントをされて、景観を見ながら、歩いてもらって、そういう役割もありますので、その辺は残して欲しい。

委員 今回、居住誘導区域外の海沿いを都市機能誘導区域に設定することを考えてられるようですが、この地域にはほたるいかミュージアム、レンタサイクルをしている滑川市観光協会等の観光施設があり、災害への対策も必要ですが、電車で来ていただき回遊していただけたらと思っています。

委員 例えばコミュニティバスの利用者数が減少してます、というそういう問題点に対してどうしていききたいとかっていうことの、もっと具体的な内容——「滑川をどうしていききたい」ということを話したりしたほうが、何かわかりやすくてですね、住民の方々は理解されると思います。

委員 今回の誘導の理由について明確でぶれないことが大事だと思います。部分的に例外を作った場合には、「何故瀬羽町は例外にならなかったのか、市は発展させたくないのか」と考える方もいらっしゃると思います。